

塩尻

十六

和書門			
二五	一〇	九	類
九	六	函	號
一	〇	架	冊
六			冊

内閣文庫			和書
一	五	〇	類
函	六	九	號
二	〇	架	冊
四			冊

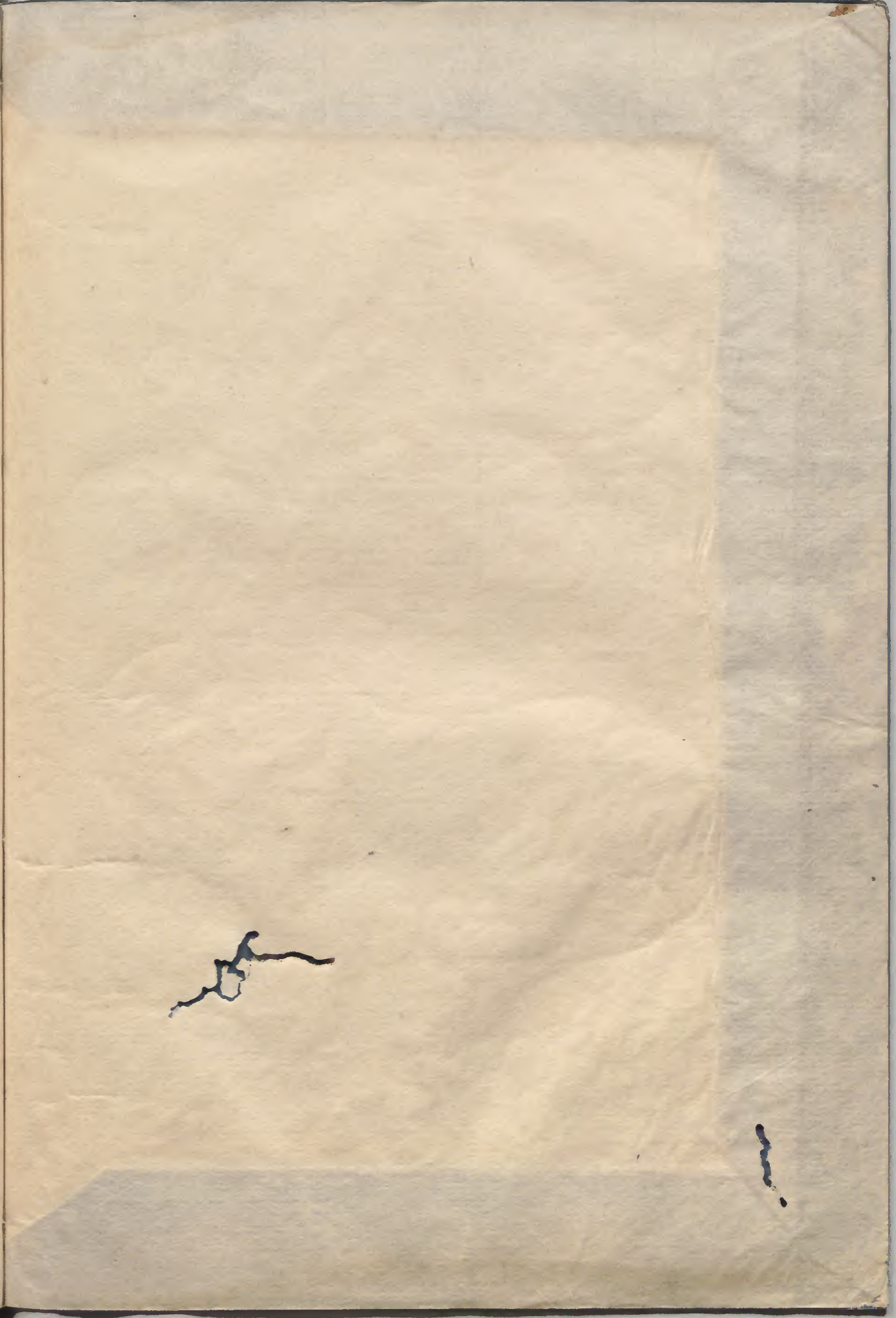
内閣文庫	
番號	和 25109
冊數	60 (22)
函號	211 307





六ノ下

Faint, illegible handwritten text in vertical columns on the left page.



和州諸將軍傳
卷十六

和州諸將軍傳

和州諸將軍傳

朽木文庫

抑朝鮮ハ古ハ殷ノ代詔テ周武王武王箕子ヲ封セ
地也其後八百九十餘歳ヲ歷テ箕箕子氏燕人衛滿衛滿為
被被漢武帝是是ヲ平テ真蕃真蕃臨化臨化玄菟玄菟樂浪樂浪四郡ヲ
創創置置タリ又三百八十餘年ヲ遇テ後漢ノ末ニ公孫
氏晋高氏ト云ヘル二人並立テ彼国ノ王トナレリ其
高氏カ領セシ国ノ半ヲ高麗ト号ケタリ其後宋
魏晋齊梁陳後周隋唐ノ數代六百餘年ヲ經テ高
麗王蜀ノ人王達カ為ニ七世三氏世世到リ新羅百濟
高麗ノ三韓ヲ合始テ一統ノ政ヲ執行フ我朝ノ
人王五十九代宇多天皇寛平年中當レリ其ヨリ

以降彼土五代十国宋元等四百九十餘年ヲ過テ近年大明洪武元年我朝ノ嘉慶二年ニ當テ彼國ノ執柄季且ト云者其主王瑄ヲ廢メ自高麗國主トナリ遂ニ大明ノ太祖皇帝ニ告テ我朝明德三年一云應永四年明ノ洪武三年也彼國号ヲ改テ朝鮮國ト名クト云

朝鮮國官位之大略

○領議政正一品石玉帶 九議政正一品石玉帶

右議政正一品石玉帶

右三人ハ備邊司共朝廷テウテイ臣云ヘリ

○吏曹ホツ 天官第一唐吏部日本式部ニ相當諸官位司

地官第一唐戸部日本民部ニ相當ス行判書



下司ノ五官アリ

右ハ國郡ノ宝物奉行也

○礼曹 春官第三唐ノ礼部日本治部ニ相當行判

書下司ノ五官アリ

右ハ書簡ノ司也

○兵曹 夏官第四兵部ニ相當下司五官アリ

右ハ武家ノ司ナリ

○刑曹 秋官第五刑部ニ相當下司ノ五官アリ

右ハ公吏罪人等ノ司也

○工曹 冬官第六工部ニ相當下司ノ五官アリ

右ハ修理細工奉行ノ司也

○弘文館 下司五官アリ 儒者ノ司也
○司憲府 下司五官アリ 目付ノ司也
○司諫院 下司五官アリ

○武家

○訓練大将 弓大将 御營大将 鉄炮大将
捕盜大将 罪人公 都惣府 京畿武士ノ司

○觀察使 兼巡察使 正三品 都吏 提讀

儒者

○右ハ一海道ニ一組宛 八組有之
○統制使 正三品 舟大将 府尹 慶州等ノ地頭

牧使 尚州等ノ地頭

郡守 梁山等ノ地頭

縣令 閑城等ノ地頭

水軍節度使 舟千ノ大将 水營ヲ司

眞候 水營之次

防御系使 陸大将

助防將 同上

○外地守令

○万戸 推官 先達

部將 下横目 戸房

館直 門直 木學

府使 東萊等ノ地頭

縣監 熊川等ノ地頭

水軍金節制使 釜山等ノ地頭

各營 水營ノ次

兵馬節度使 陸大将

兵馬營將

軍官 擲奸 横目也

宝物司 禮戸庫直 戸房禮

五十人 教 十人

其外ノ官位ノ品多クト云氏略之

鹽尻

天野氏隨筆

○源ノ有親住上州德川郷應永年中鎌倉持氏每忌之
謀害仍出郷而隱釋氏号長阿陀佛阿陀令子親氏号
德阿弥陀佛經歷諸州以永亨元年到三河国松平
郷云云

一説曰普廣院義教永亨十年二月討鎌倉持氏
改關東制法將搜新田氏族亡之源有親父子潛
出德川郷義季以來七世居之逃作時衆持氏始應永二十三年十月伊豆国
按落其後及鎌倉然為義教亡矣
一説曰德川下野守滿義属新田義貞而勤王新田氏
不得其志而亡矣自是德川家通志於吉野右京亮
有親滿義嫡孫修理進親季ノ子也

奉遠州井伊谷宮之令子、与足利之兵戰、處之於信
州並合、王家敗亡有親及令子三河守親氏被執而
入京師、時有遊行他阿上人在洛乞其命、為時衆
所謂長阿德阿是也、長阿示寂之後、德阿入三州坂井
村今作酒村移居松平郷、稱松平太郎九衛門親氏、武略
聞近境士庶奉為主ト云、至今崇教遊行上人
者謝先祖往日之恩也云

三説似而不同、未説蓋有故者、欲夫親氏主興越
也、似明大祖其八世世所謂系譜以親氏系親信光為三代
讓家故有八世然其親者親氏令先代信光下今後
九世之異
神君御天下光化被宇内嗚呼其
神其武万歳之供基欲奉書虎筆亦實雖有其恐

而為遺忘私記此

○信玄家臣想濟馬救通計凡千三百四十騎と云

是老臣より以下少身より是醫師同朋猿乐
までけ用は撰出り候外は是夜六名七千之計
人数一万六千七百十人計も何れもや二万少く不
及ましてる事も家々も此も多しうて多
う多しき見ゆり今軍法者流これ限り
なり此事此中に説あり候波孫子も此
三師の六軍に徳侯の軍と合せて天下に討て
統とりの彼其帯大は異なり甲州八片思
して殊に徳方敵多しかの地も

予此國の如敷心とらるゝあり止悪くありし
信玄ハ智阿ハ若くは海弱を懸とてそく
使中事とて家老も能く阿りしは之故のり
し此万事ハ終りきくも今人の世に
下海つゝい敵中をくして能く融國和意あり
軍事に巧み之く過く古法を新りし
と阿らるゝに甲州のく教由軍法者
くくありしなり凡時處位の考
私説と評して自後教ありし若くは
秀吉の臣ありしのみも言
十六百人

○源光友卿御歎

朽葉の浅き草

朽葉の浅き草の如く
朽葉の浅き草の如く
朽葉の浅き草の如く
朽葉の浅き草の如く

○桓武天皇延暦二年癸亥五月四日八幡記宣曰我名ハ

護国灵験威力神通大自在王菩薩ト云

嗚呼能不能何大神自謂之甚哉浮屠之誑神歌
人

○来弓蓬矢来ハ扶来国ト云象リ蓬ハ蓬萊ト云象

始ト氏附會ヲナシ今射農者流口実秘傳トス又

大笑

○慶長天下ノ五老五奉行

重復九
ニアリ

江戸内府公 二百四十
万二千石

加賀大納言利家 三万石男中宰相利家
二万五千石弟七侍従利家

安藝中納言輝元 百五十
万石

會津中納言景勝 卒五
万石

備前中納言秀家 甲七
万石

是所謂五大老也

石田治部少輔三成 十九
万石

浅野彈正少將長政 三
万七千石

増田右衛門大夫長盛 二十
万石

長束大蔵大輔正家 五
万石

徳善院玄以法印 五
万石

重復
第九アリ

○淳庵氏設餓鬼の法事ハとと道士の多とアテ作り
却佛説某等の經よ何々〜と〜〜〜説あり

一之を梁ノ武帝天監四年二月十五日水陸ノ大齋
多々〜也史ノありこれ異邦設餓鬼祭の始あり

重復第九アリ

○清人某氏童七歳於十善客館作 宝永二年

異国更無青眼友 空江只見白鷗群

秋風吹涙三千里 洒淅西山日暮雲

全六歳ノ童同所作

衰水微茫飯路迥 滄波万里憶吾郷

逢久欲語語音別 終日無言對夕陽

あはれも客情陣とあはれありその〜朝顔の役あり

〜時ある童因とあり我少とあり故國とわかれ

たうさげとの〜時あり

夢裏分明還故鄉 雙親召我問扶桑
華鯨樓上一聲響 撫枕猶疑在大唐

○尾府城 東照宮八元和五年九月十七日遷宮

南光坊天海 謚慈眼 大師

奉行 成瀬隼人正藤原正成
竹腰山城守藤原正茂

大工沢田若狹守藤原吉次

神衣 行事官調進

甲曹弓箭等御奉納 御太力三柄一宗近
正恒 国行

寬永四年号佛院称天長山神宮寺尊壽院

天海撰之

開基

慈眼大師

元

珠祐權僧正 上乘院自山門
嚴院兼住

三氏 大僧都环海 淨院 眾
珠舜僧正 觀心院

五氏

靈胤僧正 智洞大僧都 惠恩院

神主

正五位下 宮内大輔源幸勝

正四位下 民部大輔源恒幸

從五位上 刑部大輔源幸和

祭禮元和六年四月十七日始 十六日舞樂
十七日神事

○江談抄中抄二三以備博如先

加茂祭 放免著綾羅錦綉服為檢非違使
其人何故 牛戶部答云非人之故不悼忌也

公任卿ノ云然者雖致ト放火殺害不可加禁過
欵他ノ罪秤者皆加刑罰於下著美服條上者
有指證文欵

信景按之依に今世法社系礼祿者の際市井の
凡人美服と忌く儻々を實に礼と云ふ
江波斎信卿の辨阿道とも如礼云云
公任の論是としよきもの

○玄賓律師弘仁五年律師辭退ノ歌

三輪川の流き流よ此て
衣の袖更けられ
又大僧都と辞せし時

外國トウクニの山水流し事多き
君が都ハ海ぬまはなり

又自洛陽赴他國同道來會ウチ女人脱衣奉之得之

三輪川の流の流き流よ衣
くるとある衣とたより

按猿樂の三輪をりけりたよりたより
くるとある衣とたより

○白雲似帶圍山腰 青帶アヲ如衣負巖背

在中詩ト云

松字木朝作字 山田福吉所作也

○藤堂高虎系圖

俗ハ宮部禪定坊下部成り
高虎因りて縁者として藤下屬也

品高久

佐采秀義十代孫六角満経ノ三男
備中守為三井翁守兼定養子

兼高 兼江備前守

定條 三井出羽守

定仍 伊賀守

兼緝 出羽守

負虎

源助林藤堂
藤堂作九ノ門菅原虎藤養子

高虎

和泉守九少將
始藤堂源四郎
後改五ノ門

並後

○保元物語ハ葉室時長作ト又大外記中原師香保元物語

ト上状ハ故師梁ッ所抄ニ平治物語又同

○朽下園翠軒諸家の故実ト記一系号ト集マシ

時口方の古徳四書ニあるト同シ東國

阿ノ寺の位牌ニ擲測丸兵衛政蔭トシテ名阿リ

位傳曰是ハ楠正成の政号ナリ漆川ニテ戦死ト

稱シ之ヲ以テ東武ニ移シテ時と流事トシテ

知ル形此ニミマツルナリ一塚の墓トシテ

今ニシテハ此ノ地ニ終リ奉ルトモ明クテハ勇士

の志哉トナリテヤシキニシテトモ流事トシテ

稱ハ異聞ニシテ傳ニ系譜ニハ出のセラレタリ

トナリ氏名ニシテニシテ

○織田家ニシテ法師ト書名トシテ

正三位權中納言秀信岐阜中納言ハ從三位左中將信忠の

嫡子号ニ法師 參議從三位秀雄ハ前内府信雄の男

号ニ法師

秀雄慶長十五年八月八日逝す二十八歳と云く号
用松院天叡玄高

○小児疱瘡をまぬりく菜とて或人の書ふ秘書を傳ふ
一レイテニカイノシモ

ワヤ米ノクイニテ・是ホトニ丸シ金ハツシ衣ニシテ
小児年ノ數用フ

一符ノ風ケ字を小紙ニ書丸シ銀箔ヲ衣ニメ一粒

東ニ當レル井ノ水ヲ寅ノ刻ニ汲ミ其水ヲ符ヲ吞ミ其餘

水ヲ天目一盃半入シ黒大豆七粒金子壹斤一分シ右水ニ

入一盃ニ煎シ其湯ヲ以テ彼丸菜ヲ吞ス凡此菜ニテ

大槩一生疱瘡ヲマヌカシシ者多シト云

○少將光通前紙のくははのよ哥よみく極法ゆまも

礼判判とまけあひとやも欲多き中に

早春鹿

まはふまふまふと目そ東終や國の名ふはり朝霞ふ

山歌子規

まひまはれまふとまふとまはせのあゝぬ山郭公

月前茶花

新屋とる尾花のあゝ吹くは月と秋のまふまふ秋風

神子

く山何りと乃のまて古里やあまこころれ神のあ

時あま

定むべき世のよりと邪賢月をすめあの雲やえす
を村名

一節の相中よむむ人のありと云く君の山本
於多るも今畧し侍の遊云の後法地現と云
中法一侍奇と云と後西院浄賢一と云くして
と條さやるよ

一日の沙抄の後彼後集と云りて云くは浄賢の
有ハ於あしと云く埋れぬ方の系統を於抄の世
誠前もあつた人の書みまうし後法地の二字
と法皇宸翰と海きりりぬ 新院も
亦りの讀と云く一奇と云く浄賢の右よと

沙流河也たりまして有ハ於あしと云く
と云く浄製沙抄と云く一は平七年日富のこと
なると云くはられと云くは御そまの人の書
札のしと志し合々の心經書家一送
はりしはあてよ

照る院

○尾州中嶋郡大湊庄在北野村今属濃州真福寺号北野山能信上人
用基空海所作の正観音の立像とあま次を後南朝
後村上院勅額寺とありあり皇子東南院二品法親王
任瑜しと云く寺勢とつとさしめぬ
任瑜と上御門
宮と号す後人

誤りて土御門院の皇子と云
雲居ッ滝の銘水ナリ

実ニ真福寺カニ世あり又け吉

蔵本の内牛之経及ハ牛王儀軌ハ世ニ希あり秘經

け經河ノミヨク宝生院ト号ス
今寺尾城南ニ秘經ハ
旧号あり古本ト稱ス

任瑜法親王南朝紹運圖小關セリ

○畏行 書ヲ字ニ時紙ノ間ハハレケト云ハ畏ノ字也
行ハ幾行ノ行ニ来子文集ニアリ

○一棒一條痕一掴一掌風 来ノ俗語シアリトナノ
付クコトヲ云フ

○凡文字と何ものも其體と現令セされハキ意と

後及リコリ不能

詩 律ト
絶ト

辭 其辭ニ因テ
立リ

歌 族性長ク
言フ

操 操守キありテ
派窮キト

ノミ其操ト
矢ヨリ云

曲 声音雜ハ比ハキナト
長短ありト

吟 吁嗟感慨

嘆 沈吟深思大息ト
憂喜ありト

怨 憤リテ也
さうみの

引 先履ト席ト
始末ト載セ

謡 非鼓鐘ニテ從飲
俚俗ニ多クあり

詠 嗟嘆ニテナク
故ニ永クソあり

篇 情と事ト事ト神ト
明ヨクト縊あり

け等尹春年リ体意聲三字註解に云々

○文德實録抜抄

上啟曰臣等云具陳勸進之誠 一卷

勸進の字今ハ傍法師等淺ト

食々名の云々あり

五月丁卯加筑後國高長王垂名神位回四町 同上

按神社の位階ハキ社の位回ありト是云々

云々云々

○攝家

三内口訣曰三光院内府所建此言 橋政家ト云心ハ元來ハ

近九ノ二流ニテハ近衛ヨリ出カ鷹司ト稱シ九條

ヨリ別タルヲ二條一條ト申候是ヲ橋家ノ五流ト号シ

候橋家ハ子細アリテ五流ヲ為限諸家カ童少立家ハ 近衛ハ系圖ノ面雖為宗領名記

無之九條ハ雖為庶流一峯ノ関白月輪禪関後京極橋

政之御記号ヲ三代ノ正記ト号シテ為天下之鏡ト然

間九條ハ正嫡ト見ヘテハ哉雖然諸家ノ用ヒハ五流

無差別也但二條之一流ハ南朝御出奔之後後光嚴院

被用聖運當代之御一流被用正統之事者二條

後普光園院 橋政良基公 一家勲切也依之至于今稱天下ノ御

謹按スル皇朝ノ正統ヲ謂ハ後醍醐後村上長慶

院後龜山後小松也神皇御授受ノ故也後光嚴後四

融ハ光嚴光明崇光ノ三帝ト曰ク一ノ劔垂不渡武家

押シテ位ニ即ケ奉レハ因統ト謂モ亦可也二條ノ

良基武家ト譏シテ東光院ノ流ヲ云々ト云

後光嚴院ト立ツルハ武家ノ親シミ法家

小異アリ故ニ二條家元服ノ時必將軍家乃

諱ノ字ト換リ今ニ至リて純

○二水記

永正元年七月七日三宮御方御自出事 十三日

宮々ノ御自出事 十三日 御自出事 十三日 御自出事

以下 候縁 恙田 疫十一 献

按之りに 同書 永正十古年七月の条より十日 親
王 此方より 御所へ之 沙生 目玉有 此中 沙生
又 土日 今日 宮の 此方 沙生 等 此中 目玉 此
法也 といひ 今 七月 盃 蘭 盆 前 へ 父母 等を 食す
此 といひ みたまの 祝儀 と 稱す 是より 祝儀
朝廷 今も 御所 御事 といひ 号 せし 是て 此中
此の 御所 高代年中 御事 是也

十三日 今も 各 燈籠 近

按之りに 明月 紀 寛喜二年七月十日の条に 是
氏家 今夜 立 長竿 其末 稍分 下如 灯掛 物張 紙奉

燈籠 今も 是の 時 未夕 官家 御所
御事 明也 況や 朝廷 とも 後 張燈 燈籠
なる 今も 是の 燈籠 と 御所 とも 御所 とも 御所
今 七月 十日 朝廷 御燈籠 毫も 献 永正 の 時 の 是
十月 五日 御猪ノ子ノ 御盆 如 燈
今 朝廷 御燈籠 守と 稱す 是 武家 小 御燈 と 云ハ
あんぢの 文字 と 何や まれと あり 堂 今も 此
人の たる 御所

○ 是の 後 今も 是の 儀 儀 今も 鬼 形 の 者
と 是の 御所 御所 何や 言 今も 冠 袴 賜 中
と 是の 御所 御所 留 今も 集 今も 是の 御所

の冠星ハ文章と有りて筆と致浪と執ルと云
故書林魁本の象平と次学者より為事に
あつた凡へく是帝の形と似たり道家佛者の
意よりして上古の事にあつた

○阿蘭陀七州

定永十八年集
入津

セイラト

グルウ子ケ

ウイタラキ

ケルトラト

ヲウブルイセル

フリイスラト

シラニダ

○寂明寺ノ入道の款

いくさうのひ定てろくんだのひより然我のあり
た回持資入る道流けおと感して

○中院通茂水室の款

いさそ母ふふらとろくひてまほくも男ん
考の身は別しあつたと人まれお月うけてきぬ水

○謙信太力打の時信玄軍配團まて侍スト云説水也
信玄モ亦太力打也南光坊天海及畠山入庵眼前
よ是と見タリト云く今甲州流の軍法考流実録
と不見謾り説と為の可和の甚しき小阿す
や

○普光院ノ義教赤松満祐之女ヲ為妻一旦問衆妾曰
我政可否所評于世如何一妾曰政淳而民安問赤松
之女則曰奇政如踏白及公大怒世人以我政為白及

及汝踏之以力而令踏之女不昔屈踏斃死矣滿祐恨
之謀逆公亦疑之使下同明某遣播州何之同明与赤
松園碁同明爭碁碁輸贏以碁子擊滿祐之頰
而為戲同明歸浴謂公曰滿祐及者明矣忍恥惜命
是有大謀故也公夫備焉嘉吉元年滿祐朝矣六月
廿四日公饗滿祐視隙將刺之其族惣右衛門某以男
寵被幸知公之謀私告滿祐滿祐還圖弑及猿樂某
令其族某弑之惣右衛門告公之謀後速自盡
大友興
廢記

○按此說興家譜等ノ說異今據此說謂之義教政
之可否同侍女者一用間以倭坊二將殺滿祐漏

其謀於其族三是公之誤而尤者在侍女謂政
之非殺之餘不足言嗚呼

○蜀士の歎昔より好ましくもみれりし一透逸集
又一とくそ一あ一とひの初れ中に歌歌

題雪中早苗

源義鎮朝臣 大友

蜀士の福の田子の浦すれ里人の者の内や子苗さかり
郭令の字と一ありて

そひもや泣くの海れそまを初の浦浪うまふ
大友無廢記志写は又一

近衛前敏下東部濱の御館

宝永三年
丙戌

後むるの志と初つと池浪と考と一也と河とや

十二日よまのり事ありし事ありしれは内中よ
時ては月の光とまゝと見えんとてはるの西を娘も
傍りて

さよふまの代魚のさよふまの道はつとて
落とつて

○大樹六十の御賀の時杖とまゝと
少將吉保・松平定郷

君よあし枝の枝のうてまひに於てハ初ら代のは
後宗と二位家私の家入とせりしとて

吉保

あふふあふ人の初はるの庭の桜もあやうらん

正二位 後鳥羽 定郷

吟白く花もあふのあひて葉はあふのあふらん

○古事談抜抄

重復アリ

花山院奈心ハ弘徽殿ノ女御恒徳薨逝御悲歎之處町

尻殿得使宣書無常ノ法文ヲ奉見被勸申御出家更

仰共出家可御共之由被契申而令剃御首給之後

申云ラトニカワラスカタ今一度ニテ可帰参之由

申テ遂電其時我ヲカルナリケリトテ涕泣給フ云ク

嗚呼帝荒嬉ニメ狂愚尤者如斯藤道兼俊ニテ

奸也已カ私スル皇子ヲ立テ威ヲ張ニトス故ニ胡書ノ

語ヲ以テ帝ニ餅ハシ帝胡魚トナルヲ待テ捨テ之
既ニ帝ノ昏弱ヲ落涙シテ告其後又嬖行シテ伊周
カ為ニ疵辱セラル閣擬濫行得テ名ツクベカラ
ス然ニ淳屠氏花山三十三所ノ觀音順礼ノ初ヲ
以テ崇之知淳屠氏カ学人ノ心術ヲ度外ニ錯テ
只佛ニ倭スルヲ善トスルヲ嗚呼可惡可賤

○一條院御宇北野天神御贈位贈官ト云々御位記ノ
管ヲ置案上再并シ讀申時絶句之詩化現道風年
跡ト云々

嗚呼是異邦天書ノ類也甚哉淳屠氏ガ誣ニ神
人

○續古事談抜抄

重複
第十四
下
二枚
余
至

堀川院云々或人肉裏一棋子の樹とまひせたりを
とらふの法を抄くもさきと後ひたはる人
家と集りてあを枯くしそをぬきとけり
ありと為證系りて是と云々あはれをさる
事やあまきとそ御倉の十倉人として教へに
とらふせらぬも人カラも不及君もあはれをさる事
扱ふる邊ハ坊門のたふ糸と稱臣職事のめはま
りし先我威と振くよを扱ふは君のまを
と近侍の長人治しぬとぬきとて中
費と君かまきとせし也亦官ハ読臣の如と

執定とくさるる人の中一たるはあはれぬ
間かゝるゝの事當時の事なるをききとる
處きくしとおの申文多し一日に事ぬま
るうそをたそ供御とまひし法御御鑑をた
うそとのくうれと食ふ君の心もは民の熱と
きくしめそつゆ河より外の事なる
ありし頃源義天皇より以来の事なる
ありけりそののちの放逸するて政と心
いれあはれそはもは或は頼朝ありあり
の熱とさうしめ那儀とさうしめて後よき

めして如故せさせむしりこれ今の職事此始
源義の別業を常におくありあり
いそむあくしそしつ朝政はつとせ給ふ
けりありし

君は臣と治る職是ありは君ありて君ありす

○ 執回初官ノ略記

重複
第十四
奥
奥
五葉

千秋
大宮司
吉尾張氏補之季範以来
南家ノ藤氏

馬場
権宮司
補惣檢授

田嶋
権宮司
補祭主
称祝師

権宮司 依年老三上座

大内人

大内人

守部氏 尾張庶流

右称神官大喜氏一家亦神官也但大喜氏者八釵宮奉祀之家

大喜氏尾張ノ希称之庶流二家也今一家断絶

檢授

中臈九座第一年老補之

別當

中臈九座第二年老補之

權内人中臈右座第一年老補之

右称三老

衣冠十人

中臈九右座各五人三老次年老補之

閑圖一人

所司一人

中臈之内撰其人補之

上首宿直

一番頭

俗云組頭

祝師代官 林氏

二番頭

惣檢授代官 栗田氏

三番頭

大内人代官 長岡氏

右称三代官

御前後

栗田真人

郷役

神官列座之日薦ヲ敷等其他神役多シ

祠官列座之時供倍膳等ノ議數多

厨家

右同上

栗田玄人

兩師

司神饌ノ器四調進菓子ノ役也

御供師

大原氏
長岡氏
林氏 祓祭氏 各三人

調進神供ノ役也

樂人

中臈家自古有其家

右中臈之内自古定其家

長役

俗云長太夫

祝部一年老

神厩司

俗云御馬居
別當也

祝部 千草太夫

神樂役

神子座ノ中勤之

惣ノ市

自祝部座出之

高神樂市

自神子座出之

燒失

二人

雁使

一人

猿樂

宮福

凡中臈上ノ宮八十余家

林 粟田 大原 磯部 長岡

下ノ宮
八釵宮祠官

神主 大喜氏

代官 番ノ組頭

大喜代官
主殿

大喜右京代官

松岡氏
鏡味氏

右称：两代官

御前役

大原真人

師役

若山氏

御供師

長岡氏

此外畧之

凡中筋下ノ宮：五十余家

大原松岡 鏡味 若山

祝師座ハ土師姓称兼田有数家其中称：峯松者一家但同姓ト云々神子座ハ鏡味氏也

高倉ノ宮 祠官 松岡 大原 磯部

知我麻ノ宮 俗云源太夫 祠官 磯部 大原 鏡味

日破宮 祠官 若山 大原

氷上宮 祠官 兼氏

供僧

座主 如法院

權座主 円定坊

宝藏坊

持福院

兼任二人 今一人ト云

右夫台 宗属 輪王寺ノ宮

神宮寺

院家 醫王院 色衣 不動院

色衣
愛染院

右真言宗

重復
府城 ○ 東照宮舞樂自敬公在世之時大聚定之

四月十六日

平調

五常樂 音樂

拾翠樂

音樂

拵振

笛鼓計

大食調

大平樂

有舞

高麗

音取

拍拵

有舞

陵主

前亂席笛鼓斗
後亂席同之

有舞

納獲利

有舞

長慶子

音樂

每年如此然誠公請朝家樂官使傳秘曲於我
伶人自此還城樂五常樂散千破陳樂打毬賀殿林
詩等新舞之

十七日

平調音取

五常樂

大平樂

長慶子

神行ノ音樂

慶雲樂

頓宮音樂

千返樂

夜半樂

賀殿

還御ノ音樂

千秋樂 還城樂

○土佛伊勢系詣ノ記ヨリ本綿鬘ユウカシラの白と以て男と冠と信入掛帯の赤と以て女と身と物モノ色と別陽と水と以て身と深コホの陰と火と以て身と清キヨと色イロなりと云

信景按止りにける容易よ着る迄はく次陽神
少戸コトの身ミ潔キヨクハ水と以て深コホ源一清是ハ史
咩我玉凡俗のものと元ハジメセリ也婦入メノ夫ノ家必
先ハジメ跨火乃与夫相見と云我玉メノびりハか
針ハシトをまきん凡ハジメく清キヨク源ノてけ等ノの今
毎ツネニハるきもやを清キヨク源ノの在ア軍傳ノて糸イト糸イト

新ニウむらさきのあしりハ婚礼の時お熏カクの際も
敵トクの門カドハ庭ニ燈トと役ハツく信シ源ノのあつアツハふ海ウミを
好ヨクと次ツギあは花ハナ時トキのとも燦サカシ火ヒと清キヨクと思オモくハ
古コ人ト躰カミ火ヒのものと清キヨク源ノの礼レと柄カマも
うよ也又新婦夫の家ウチハ入イ新ニウハ先ハジメ白シロ衣キと忌イマ
一ヒト夜ヨ定ヨシり懸ケよじレハ新ニウ赤アカ衣キと後ノチ新ニウ色イロと忌イマ
高タカきと清キヨク源ノと又赤アカと清キヨク源ノの忌イマ
小コ忌イマハ綿ワタ鬘カシラハ女メ男オトの服キ別カ帯オビハじり
女メの装カサリありハ製チハ古コ色イロハくハ知チる
○寛永二年シ二月十日ニ 禁裏ヤシ沙サ於ニ一ヒト万石マンシヨク堀ホリ附ツキ
御使大岡五郎右衛門

同三年^{丙戌}正月廿八日 院御所沙弥三子石山坊院
御使畠山民部

○太神宮司神事供奉日記 三卷

大司從五位下大中臣長則朝臣の奉記

正月元日宮司自晦夜參籠内宮一殿^{ト云}

参著御前石壺一處并拍乎别宮并^云事畢之

後参外宮^云

按^云大司の神祚元正先内宮より参りて後
外宮より参りて外宮の祠官勅も此の神祚
外文先の中より外宮の祠官ハ已奉
祀の宮故元正より外宮より参りて二りて内宮より

参りて外宮の祠官勅も此の神祚ハ
故よりて外宮の祠官勅も此の神祚ハ

同^云外宮の祠官勅も此の神祚ハ

唐人の事は阿^云と大司の事は阿^云の事と傳へ

同十月一日旬参十日廿一日旬参

世傳今十月ハ神社より参りて外宮の祠官勅も此の神祚ハ

の参りて外宮の祠官勅も此の神祚ハ

け旬参同月志も十月参りて外宮の祠官勅も此の神祚ハ

事と可^云

○仁治四年 正月^云十日^云今朝鹿骨三寸許見付ケ

件ノ骨無血氣古骨^云仍無血氣者不可為穢之由有

沙汰遂に内宮参畢ス

参宮の者今疑穢の事多し古例と考へ
志らくきよ

重テ出
第十
三

○ 尚少将光政惣沢氏と申しく小政と御少尉内
少将と御少尉と申しくは事ありけり但惣沢氏
所學正しく少将の御と申しくは少将家
東郊より少将の時惣沢氏板倉園防家重宗朝臣小謂
し重宗曰昔子今東郊に於て賢者の名を承りて
東郊よまれば子の不可ありける光政朝臣中世と謂
き惣沢門人は是を承てを意地出で憚りて曰
重宗主市井高家の所と沙汰をさすは世智ありと

ソノ意心學の意味を乞ふべきやとて於勸てきその
徳よりソノ心々老の信と不取の事後してを

行方 重宗の意今惣沢氏ありして不取對向の行と
あり事の存向やき事よりひくく事されたりと云

土佐の天端より跡中全計某と申して國政と執ら
ぬとて時或人曰跡中氏代々の家法とソノ徳は
徳なりして學と好む文章ありて道と申しくは
た一人より控と申しくは徳は後よりと云く十何中し
身と申しくはひあんりともいひしを果を授けて
家形後より板倉氏と申しくは徳理合を言ひしや
凡今の事考若時より申しくは小政に頼るし一
○ 春日若文ノ神々徒足下或終少補中臣ノ連祐字

宝永三年 二月廿七日 春日祭の時を以て國

家の風と枝らとを著之の事ありては

天神雲命とありては、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

河内と秘とありては、二月廿七日春日祭の時を以て國

濱松と所出の羽臣栲氏と云ふは、尚社系

詣一祐字、敏とありては、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

の席と曰我奉祀とありては、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

御社と祀とありては、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

傳とありては、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

ぬきハ彼神と云ふハ列傳

著之と云ふは、ぬきハ彼神と云ふハ列傳

若菜 ぬきハ彼神と云ふハ列傳

御社階の事ハ史よりあり

進冠の事ハ史よりあり

を新し

右 向井之位 春日権禰之太中 朝臣師尋七十五

右 向井之位 春日権禰之太中 朝臣師尋七十五

第13の世説新語補曰孔極侍郎朝迴過雨避於吏之廳下

不出風不出雨不出未嘗置油衣也孔公不覺頓忘官

惜

鳥帽子ハころころの首服也

鳥帽子ハころころの首服也



